

後見制度の改正と これからの福祉

参加費無料

知っておきたい!

認知症や知的障がいなどにより判断能力が十分でない人を法的に支援する「成年後見制度」。2025年6月に、国は成年後見制度を見直す案を示しました。

今回のセミナーでは、現在の制度の問題点や新しい制度、また、それらを含む今後の福祉制度のあり方について考えていきます。

社協広報かけはし
「教えて弁護士さ〜ん」
でおなじみ



■と き 令和8年 3月17日 (火)

13:30~15:30

■と ころ 養父市立養父公民館 A研修室

(養父市広谷250)

■講 師 SIN 法律労務事務所 弁護士 福島 健太 氏

■主 催 社会福祉法人養父市社会福祉協議会

■定 員 40人 興味・関心のある方ならどなたでもご参加いただけます

■お申し込み 3月10日(火)までに、
電話または下記の二次元(QR)コードからお申し込みください

養父市社会福祉協議会

本部・八鹿支部 ☎ 079-662-0160

養父支部 ☎ 079-664-1142

大屋支部 ☎ 079-669-1598

関宮支部 ☎ 079-667-3248



【制度改正の背景】 成年後見制度の「後見」「保佐」「補助」のうち「後見」類型では、本人はほぼ全てのことが自分でできない状況にあるため、後見人に代理権が与えられます。それは必要以上に権限を与えることになり、本人の意思に反する活動が行われるおそれ、さらに一度利用すると本人の状態が回復しない限り問題が解決しても利用を中止できず、後見人の交代も難しいといった問題が指摘されています。